

一般社団法人東京都バスケットボール協会

『 表 彰 規 程 』

第1条（主 旨）

本規程は、一般社団法人東京都バスケットボール協会（以下「本協会」という。）が行う個人及び団体に対する表彰に関する事項について定める。

第2条（目 的）

本協会は、バスケットボールの普及発展に寄与、貢献した個人または団体に対し、敬意および謝意を表すことを目的とし表彰を行う。

第3条（対 象 者）

表彰の対象者（個人及び団体）は次の通りとする。

- （1） 本協会の役員
- （2） 加盟団体の役員
- （3） 本協会所属の審判員
- （4） 本協会に多大な貢献をした者
- （5） 全国大会等で優秀な成績を収めたチーム、選手及びスタッフ

第4条（表彰事由）

前条に規定する対象者が次の号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- （1） 永年に亘り、東京都バスケットボール協会の発展に寄与、貢献した者で、他の模範となりえる者
- （2） 本協会主催の競技会または国際競技会において優秀な成績を収めた者で、他の模範となりえる者
- （3） 本協会が推薦し出場したJBA主催大会、国民体育大会等において優秀な成績を収めた者で、他の模範となりえる者

第5条（表彰候補者の推薦および表彰者の決定）

本協会理事または加盟団体の推薦により、理事会の承認を得て決定する。

第6条（表彰の方法及び時期）

- （1） 表彰状、感謝状または記念品を授与する
- （2） 表彰の時期は理事会で決定する

第7条（改正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

【附 則】

この規程は、2019年1月29日から施行する。